

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

白浜町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧白浜町地域

#### (1) 現況

本地域の富田川流域の田は、優良な条件を備え、冬季の利用率・生産性も高いが、その他の地域の田畠については生産基盤や水利条件に恵まれず、効率的な利用は十分ではない。また、近年、一部の地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式が普及している。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧日置川町地域

#### (1) 現況

本地域は、大部分が山間傾斜地であり中央部を日置川が縦断しており、下流域に盆地が点在し水田地帯を形成している。山間傾斜地の果樹園は、ウメ産地として優良な条件を備え生産性も高い。また、近年、一部の地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式が普及している。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる全ての事業を実施するよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
① 旧白浜町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
② 旧日置川町地域	法第3条第3項各号に掲げる全ての事業

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能發揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し本町が必要と認める事項

県の基本方針に定める、県及び町、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援並びに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

また、法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

##### 1. 対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

##### ア 対象地域

白浜町全域（特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域・半島振興対策実施地域）

##### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って

も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画、不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70% 以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

緩傾斜農用地

(ア) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(イ) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(イイ) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄地率の両者が全国平均以上とする(高齢化率 30% 以上、耕作放棄率: 田 5% 以上、畠(草地含む。) 10% 以上)

(イロ) 土壌条件が著しく悪い場合

(イリ) その他

(オ) 和歌山県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2. 集落協定の共通事項

### (1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

#### ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは和歌山県農業公社等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

#### イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

### (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

3. 対象者

- (1) 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者
- (2) 認定農業者に準ずる者（地域の実情に合わせて町長が認定する者をいう。）

4. その他必要な事項

上記のほか、白浜町が地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。